

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 3 月 21 日（金）第 601 号の 4



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

公 安 委 員 会 規 則

- 鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（※）（免許試験課取扱い） 1
- 緊急自動車の運転資格の審査に関する規則の一部を改正する規則（※）（免許試験課取扱い） 11
- 原付講習の実施に関する規則の一部を改正する規則（※）（免許試験課取扱い） 13
- 大型免許等取得時講習の実施に関する規則の一部を改正する規則（※）（免許試験課取扱い） 13
- 指定自動車教習所の指定及び検査等に関する規則の一部を改正する規則（※）（免許試験課取扱い） 14
- 取消処分者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則（※）（免許試験課取扱い） 15

公 安 委 員 会 規 則

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第12号

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鹿児島県道路交通法施行細則（昭和53年鹿児島県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号から第8号までを次のように改める。

- (6) 次に掲げる申請書又は届出（鹿児島県交通安全教育センター（以下「教育センター」という。）における申請の分に限る。）

鹿児島県警察本部交通部免許管理課長（以下「免許管理課長」という。）

ア 免許申請書（法第97条の2第1項第3号に規定するものに限る。）

イ 審査申請書（技能審査合格証明書による申請に限る。）

ウ 府令第20条第1項の運転免許証記載事項変更届（以下「記載事項変更届」という。）

エ 府令第21条第2項の運転免許証再交付申請書（以下「再交付申請書」という。）

オ 府令第21条の2第1項の特定免許情報記録申請書

カ 府令第21条の5の運転免許証返納届

キ 府令第21条の8の免許情報記録抹消届

ク 府令第21条の9第1項の運転免許証交付申請書

ケ 府令第29条第1項の運転免許証等更新申請書（以下「更新申請書」という。）及び府令第29条の2第1項の特例更新申請書

コ 府令第29条の2の2の経由申請書

サ 府令第30条の7第1項の運転免許取消申請書（以下「取消申請書」という。）

シ 府令第37条の9第1項の国外運転免許証交付申請書

ス 第34条の2及び第34条の4の運転経歴証明書交付等申請書（交付・再交付）

セ 第34条の3及び第34条の6の運転経歴証明書記載事項（運転経歴情報）変更届

ソ 第34条の 5 の運転経歴証明書返納届

タ 第34条の 7 の運転経歴情報抹消届

- (7) 次に掲げる申請書又は届出（鹿児島中央、鹿児島西及び鹿児島南警察署以外の警察署における申請の分に限る。）

鹿児島中央、鹿児島西及び鹿児島南警察署以外の警察署長

ア 免許申請書（法第97条の 2 第 1 項第 3 号に規定するものに限る。）

イ 審査申請書（技能審査合格証明書による申請に限る。）

ウ 記載事項変更届

エ 再交付申請書

オ 特定免許情報記録申請書

カ 運転免許証返納届

キ 免許情報記録抹消届

ク 運転免許証交付申請書

ケ 更新申請書及び特例更新申請書

コ 取消申請書

サ 運転経歴証明書交付等申請書（交付・再交付）

シ 運転経歴証明書記載事項（運転経歴情報）変更届

ス 運転経歴証明書返納届

セ 運転経歴情報抹消届

- (8) 国外運転免許証交付申請書（薩摩川内、種子島、屋久島、奄美、瀬戸内、徳之島及び沖永良部警察署における申請の分に限る。）

薩摩川内、種子島、屋久島、奄美、瀬戸内、徳之島及び沖永良部警察署長

第 2 条中第10号を第11号とし、第 9 号を第10号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

- (9) 次に掲げる申請書又は届出（鹿児島中央、鹿児島西及び鹿児島南警察署における申請の分に限る。）

鹿児島中央、鹿児島西及び鹿児島南警察署長

ア 記載事項変更届

イ 取消申請書

ウ 運転経歴証明書交付等申請書（交付・再交付）

エ 運転経歴証明書記載事項（運転経歴情報）変更届

オ 運転経歴証明書返納届

カ 運転経歴情報抹消届

第 2 条の 2 を次のように改める。

（更新申請書等に添付する写真の省略）

第 2 条の 2 教育センター又は奄美警察署に法第101条第 1 項及び法第101条の 2 第 1 項に規定する免許証又は免許情報記録（以下「免許証等」という。）の更新の申請を行う場合は、更新申請書、特例更新申請書に申請用写真を添付することを要しない。ただし、当該申請を行う者の運転免許の効力が停止されている場合は、この限りでない。

2 教育センター又は奄美警察署に法第94条第 2 項に規定する免許証の再交付申請を行う場合は、再交付申請書に申請用写真を添付することを要しない。

3 教育センターに法第105条の 2 第 1 項に規定する運転経歴証明書の交付の申請及び同第 3 項に規定する運転経歴情報の個人番号カードへの記録の申請並びに府令第30条の11第 1 項に規定する運転経歴証明書の再交付の申請を行う場合は、運転経歴証明書交付等申請書（交付・再交付）に申請用写真を添付することを要しない。

4 法第104条の 4 第 1 項に規定する免許の取消しの申請を行う場合は、取消申請書に申請用写真を添付することを要しない。

5 教育センター又は奄美警察署に法第95条の 2 第 1 項に規定する特定免許情報の記録の申請を行う場合は、特定免許情報記録申請書に申請用写真を添付することを要しない。

6 教育センター又は奄美警察署に法第95条の 2 第11項に規定する免許情報記録個人番号カードのみを有する者に係る免許証の交付の申請を行う場合は、運転免許証交付申請書に申請用

写真を添付することを要しない。

第12条第1号中「かさをさし、物をかつぎ」を「傘を差し、物を担ぎ」に改める。

第13条第1項中「（認定を受けようとする自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「代行業法」という。）第2条第2項の自動車運転代行業者は除く。）」を削り、同条第2項中「（認定を受けようとする代行業法第2条第2項の自動車運転代行業者は除く。）」を削り、同条第3項第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 安全運転管理者等の住民票の写し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（表面のみ）の写し、法第92条第1項に規定する運転免許証の写し又は法第104条の4第5項に規定する運転経歴証明書の写し
- (2) 安全運転管理者にあつては、運転管理の実務経験が2年以上ある場合は運転管理経歴証明書（様式第12号）又は第17条第2項の規定により交付を受けた資格認定書の写し、運転管理の実務経験が2年に満たない場合は第17条第1項に規定する資格認定申請書又は資格認定書の写し
- (3) 副安全運転管理者にあつては、運転管理の実務経験が1年以上ある場合は運転管理経歴証明書（様式第11号）又は資格認定書の写し、運転管理の実務経験が1年に満たない場合は資格認定申請書又は資格認定書の写し。ただし、自動車の運転の経験が3年以上の者として届け出る場合は、運転免許証の写し、運転経歴証明書の写し又は自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）第29条第1項第4号に規定する書面で、運転免許経歴の証明に関する事項を記載したもの

第26条中「（自動車等の種類の限定を除く。）」を削り、「免許証」を「免許証等」に改める。

第32条中「府令第24条第8項」を「府令第24条第12項」に改める。

第33条第1項を次のように改める。

公安委員会は、試験（仮免許試験を除く。）に合格した者に対しては、運転免許試験合格通知書（様式第32号）、府令第18条の5に規定する限定の全部又は一部解除を受けるための審査及び法第91条の2第3項に規定する条件の変更に係る審査（以下「技能審査」という。）に合格した者に対しては、技能審査合格通知書（様式第33号）によりそれぞれ本人に通知するものとする。ただし、即日、運転免許証の交付、備考欄の記載又は個人番号カードへの特定免許情報の記録を受ける者に対しては、口頭その他の方法によるものとする。

第33条第2項中「及び審査等に合格した者に対しては試験又は審査等」を「に対しては試験」に改める。

第34条の2から第34条の5までを次のように改める。

（運転経歴証明書の交付等）

第34条の2 府令第30条の8第1項の規定による運転経歴証明書（法第105条の2第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の交付若しくは運転経歴情報（同条第3項に規定するものをいう。以下同じ。）の記録又はその双方の申請は、運転経歴証明書交付等申請書（交付・再交付）（様式第34号）を提出して行うものとする。

（運転経歴証明書の記載事項の変更）

第34条の3 府令第30条の10第1項に規定する運転経歴証明書の記載事項の変更の届出は、運転経歴証明書記載事項（運転経歴情報）変更届（様式第37号）を提出して行うものとする。

（運転経歴証明書の再交付）

第34条の4 府令第30条の11第1項に規定する運転経歴証明書の再交付の申請は、運転経歴証明書交付等申請書（交付・再交付）（様式第34号）を提出して行うものとする。

（運転経歴証明書の返納）

第34条の5 府令第30条の12第2項及び同条第3項の規定により、運転経歴証明書を返納するときは、運転経歴証明書返納届（様式第40号）を提出するものとする。

第34条の5の次に次の2条を加える。

（運転経歴情報記録個人番号カードのみを有する者に係る住所等の変更の届出）

第34条の6 府令第30条の15第1項に規定する運転経歴情報記録個人番号カードのみを有する者に係る住所等の変更の届出は、運転経歴証明書記載事項（運転経歴情報）変更届（様式第

37号)を提出して行うものとする。

(運転経歴情報の抹消)

第34条の7 府令第30条の16第2項に規定する運転経歴情報の抹消を受けるときは、運転経歴情報抹消届(様式第41号)を提出するものとする。

第38条中「運転免許証」を「免許証等」に改める。

別記様式第12号及び別記様式第13号を次のように改める。

様式第12号(第13条関係)

運 転 管 理 経 歴 証 明 書

鹿児島県公安委員会 殿

認定を受けようとする者

住 所 :

氏 名 :

生 年 月 日 :

職 務 上 の 地 位 :

上記の者は、 年 月 日から、当
において、☐2年以上、☐1年以上の運転管理の実務経験を有していることを証明しま
す。

年 月 日

車 両 等 の 使 用 者 等

住 所 又 は 法 人 の 所 在 地 :

氏名又は名称及び代表者の氏名 :

(記載上の留意事項)

安全運転管理者になろうとする者は2年以上、副安全運転管理者になろうとする者は1年
以上の運転管理の実務経験を有する必要がありますので、運転管理の実務経験については、
☐2年以上又は☐1年以上から該当を選択の上、☐にレ印を記入してください。

ただし、副安全運転管理者について、「自動車の運転の経験が3年以上の者」として届出
る場合は本様式は不要となります。

様式第 13 号 削除

別記様式第 26 号の 2 を次のように改める。

様式第 26 号の 2（第 26 条関係）

運転免許の条件変更等登録票									
鹿児島県公安委員会 殿									
フリガナ				電		自宅 ()		—	
氏 名				話		携帯等			
						勤務先 ()		—	
現 に 受 け て い る 免 許	☐ 運転免許証 (裏面記載事項)								
	☐ 免許情報記録個人番号カード								
合格年月日		令和		年		月		日	
条件コード									
* 免許情報記録個人番号カードの方は記入してください。									
本籍・国籍									
住 所		市・郡							
免許情報記録の有効期間の末日									
免許情報記録の番号									
免許の種類									
免許の条件									

注 太枠内のみ、楷書で記入してください。

別記様式第 32 号を次のように改める。
様式第 32 号（第 33 条関係）

		鹿 公 委 試 号 外	
		年 月 日	
殿		鹿児島県公安委員会	
運転免許試験合格通知書			
あなたは、本日の運転免許試験に合格されましたので通知します。			
☐ 免許証等			
☐ 個人番号カード			
は、令和 年 月 日 時		警察署で	
☐ 交付			
☐ 記録等			
しますので、下記のことを準備して手続となります。出張その他の理由で直接本人が免許証の受領、特定免許情報の記録又は書換え（以下「免許証等の受領等」という。）に行けないときは、前もって警察署交通課と連絡をとり必要な指示を受けてください。			
○ なお、過去に交通違反や交通事故などを起こしていた場合は、免許の拒否や保留処分を受けることがあります。また、免許証等の受領等前に道路上で自動車等の運転をしますと無免許運転になりますのでご注意ください。			
記			
免許証等の受領等時必要な携行品			
1	☐ 交付手数料		
	☐ 記録手数料		
2	☐ 現有免許証（仮免許証を含む。）		
	☐ 現有個人番号カード		
3	運転免許試験合格通知書（本書）		

別記様式第 33 号を次のように改める。
様式第 33 号（第 33 条関係）

		鹿 公 委 試 号 外	
		年 月 日	
殿		鹿児島県公安委員会	
技能審査合格通知書			
あなたは、本日の技能審査に合格されましたので通知します。			
技能審査の結果は、令和		年 月 日	時 警察署で
☐ 免許証への裏書			
☐ 免許情報記録個人番号カードへの必要事項の記録等			
をしますので、下記のことを準備して手続となります。出張その他の理由で直接本人が警察署に行けないときは、前もって警察署交通課と連絡をとり必要な指示を受けてください。			
○ なお、免許証の裏書又は免許情報記録個人番号カードへの記録等の前に道路上で自動車等の運転をしますと免許の条件違反になりますのでご注意ください。			
記			
免許証の裏書又は免許情報記録個人番号カードへの記録時等に必要な携行品			
1	☐ 現有免許証		
	☐ 現有免許情報記録個人番号カード		
2	技能審査合格通知書（本書）		
＊ 警察署において解除する条件			
	☐ 普通車は A T 車に限る		
	☐ 中型車（8 t）、準中型車と普通車は A T 車に限る		
	☐ 準中型車（5 t）と普通車は A T 車に限る		
	☐ 中型車は中型車（8 t）に限る		
	☐ その他		
	〔 〕		

別記様式第 34 号を次のように改める。

様式第 34 号（第 34 条の 2，第 34 条の 4 関係）

運転経歴証明書交付等申請書（交付・再交付）

鹿児島県公安委員会 殿

申 請 年 月 日	年 月 日		資料区分	サブコード
			36	B 9
フリガナ (新) 氏名	(氏)	(名)	「 」 写真貼付 (30×24mm) 「 」	
生 年 月 日				
住 所				
手続終了後に希望する保有形態		運転経歴証明書・運転経歴情報記録個人番号カード		
マイナ免許証保有の有無	有・無	個人番号カードの効力	有 効 ・ 失 効	
免許情報記録個人番号カードの紛失等の事情の有無			有 ・ 無	
運転経歴情報記録個人番号カード 暗証番号（4桁の数字）				暗証番号を設定しません。 氏名
免 許 証 番 号				
免許情報記録の 番 号				
申 請 取 消 日	年 月 日	登 録 番 号		
受 理 所 属	課・警察署・幹部派出所		受理者	
本人確認・記載事項 変更確認書類	敬老パス マイナンバーカード 住民票 郵便物 領収書 契約書 その他（ ）			

別記様式第 35 号及び別記様式第 36 号を次のように改める。

様式第 35 号及び様式第 36 号 削除

別記様式第 37 号を次のように改める。

様式第 37 号（第 34 条の 3，第 34 条の 6 関係）

運転経歴証明書記載事項（運転経歴情報）変更届〔登録票〕（県内・県外）							
鹿児島県公安委員会 殿				届出日	年	月	日
変 更 事 項 記 入 欄	新フリガナ			新	生	年	月 日
	新 氏 名			年	月	日	新 性 別
	新 住 所	市・郡 町 丁目 村					
	連 絡 先	自宅等	()	—	携帯	()	—
現 在 の 保 有 形 態		運転経歴証明書・運転経歴情報記録個人番号カード					
現 に 受 け て い る 運 転 経 歴 証 明 等							
資 料 区 分	区分	住所	氏名	住所＋氏名		生年月日	その他
	県内	5 1	5 2	5 3		5 0	
	県外	A 1					
記載事項変更 確認書類種別	住民票 郵便物 領収書 マイナンバーカード 車検証 契約書 ()						
備 考 欄							
処 理 内 容 記 入 欄	受 理 所属名	署 所	取扱者	登録	受 理 所 属 名	登 録 年 月 日	登録者
	受 理 番 号			処理	署 所	年 月 日	

別記様式第 38 号及び別記様式第 39 号を次のように改める。

様式第 38 号及び様式第 39 号 削除

別記様式第 39 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第 40 号（第 34 条の 5 関係）

運転経歴証明書返納届

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

フリガナ			
氏 名			
生 年 月 日	年 月 日	連絡先電話番号	— —
届 出 後 の 保 有 形 態	運転経歴情報記録個人番号カード・なし		
現 に 受 け て い る 運 転 経 歴 情 報			

注 1 氏名及び生年月日欄は，明瞭に，楷書で記載し，又は 5 号活字で印字すること。

2 届出後の保有形態欄は，届出後の保有形態のうち該当するものを○で囲むこと。

様式第 41 号（第 34 条の 7 関係）

運転経歴情報抹消届

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

フリガナ			
氏 名			
生 年 月 日	年 月 日	連絡先電話番号	— —
届 出 後 の 保 有 形 態	運転経歴証明書・なし		
現 に 受 け て い る 運 転 経 歴 情 報			

注 1 氏名及び生年月日欄は、明瞭に、楷書で記載し、又は 5 号活字で印字すること。

2 届出後の保有形態欄は、届出後の保有形態のうち該当するものを○で囲むこと。

附 則

- この規則は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県道路交通法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

.....

緊急自動車の運転資格の審査に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第 13 号

緊急自動車の運転資格の審査に関する規則の一部を改正する規則

緊急自動車の運転資格の審査に関する規則（昭和 54 年鹿児島県公安委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「運転免許証（以下「免許証」という。）」の次に「又は免許情報記録個人番号カード（以下「マイナ免許証」という。）」を加える。

第 9 条の見出しを「（免許証への記載又はマイナ免許証への記録等）」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

審査に合格した者のうち、免許証を有する者にあつてはその者の免許証の備考欄の最下段に、マイナ免許証を有する者にあつてはマイナ免許証の免許情報記録の備考欄に「緊急車（中型）運転可 年 月 日鹿児島公委」の例による記載又は記録（以下「記載等」という。）を行うとともに、申請書にその旨を記入して保存しておくものとする。

第 9 条第 2 項中「備考欄の最下段」の次に「又はマイナ免許証の免許情報記録の備考欄」を加え、「（AT 車に限る。）」を「（AT 車に限る）」に、「記載」を「記載等」に改める。

第 10 条の見出し中「記載申請」を「記載等申請」に改め、同条第 1 項中「免許証の再交付又はその他の理由により」を「免許証又はマイナ免許証（以下「免許証等」という。）を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損するなどしたため免許証等に」に、「記載を必要」を「記載等を必

要」に、「この記載」を「この記載等」に改め、「において事実を確認の上、」の次に「再交付された免許証又は新たに有することとなつたマイナ免許証に」を加え、「緊急自動車運転資格記載申請書」を「緊急自動車運転資格記載等申請書」に、「よる記載」を「よる記載等」に改め、同条第 2 項中「免許証」を「免許証等」に、「その旨の記載」を「その旨の記載等」に、「緊急自動車運転資格記載申請書」を「緊急自動車運転資格記載等申請書」に、「よる記載」を「よる記載等」に改める。

別表準中型車の項中「前輪軸距」を「前輪輪距」に改め、同表普通自動車の項中「で」を削り、「軸距が 1.30メートル以上」を「輪距が 1.30メートル以上」に改める。

別記第 1 号様式中

「
現に受けている
免許証
」

を

「
現に受けている
免許
」

に、

「
交付公安委員会
」

を

「
交付等公安委員会
」

に、

「
交付年月日
」

を

「
交付等年月日
」

に、

「
免許証番号
」

を

「
免許証等番号
」

に改め、同様式備考を次のように改める。

備考 1 審査に係る緊急自動車の種類及び免許の種類欄は、該当するものを○で囲むこと。

2 「MT車」は、AT車以外の自動車をいう。

3 交付等公安委員会とは、運転免許証の交付又は免許情報記録個人番号カードの記録を行った公安委員会をいう。

4 交付等年月日とは、運転免許証の交付日又は免許情報記録個人番号カードの記録日をいう。

5 免許証等番号とは、運転免許証の番号又は免許情報記録の番号をいう。

6 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記第 2 号様式中「緊急自動車運転資格記載申請書」を「緊急自動車運転資格記載等申請書」に、

「
現に受けている
免許証
」

を

「
現に受けている
免許
」

に、

「
交付公安委員会
」

を

「
交付等公安委員会
」

に、

「
交付年月日
」

を

「
交付等年月日
」

に、

「 」「 」「 」
「免許証番号」を「免許証等番号」に改め、同様式備考を次のように加える。

4 交付等公安委員会とは、運転免許証の交付又は免許情報記録個人番号カードの記録を行った公安委員会をいう。

5 交付等年月日とは、運転免許証の交付日又は免許情報記録個人番号カードの記録日をいう。

6 免許証等番号とは、運転免許証の番号又は免許情報記録の番号をいう。

7 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。

.....
原付講習の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第 14 号

原付講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

原付講習の実施に関する規則（平成 4 年鹿児島県公安委員会規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）」を「道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「府令」という。）」に改める。

第 2 条中「道路における交通の安全に寄与することを目的とする法人その他のもので、講習の実施に必要な組織及び能力を有する機関又は団体」を「府令第 38 条の 3 に定める基準に適合する者」に改める。

第 6 条中「講習を行う講習指導員は、次に掲げる要件を備えた者でなければならない」を「講習指導員の要件は、次に掲げるとおりとする」に、「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

第 13 条中「原付講習終了証明書（別記第 2 号様式）」を「府令第 38 条第 18 項に規定する原付講習終了証明書」に改める。

別表第 2 中「原付講習の課題及びコース設定基準」を「原付講習の課題・コース設定基準」に改める。

別記第 2 号様式を次のように改める。

第 2 号様式 削除

附 則

この規則は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。

.....
大型免許等取得時講習の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第 15 号

大型免許等取得時講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

大型免許等取得時講習の実施に関する規則（平成 6 年鹿児島県公安委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「道路における交通の安全に寄与することを目的とする法人その他のもので、講習の実施に必要な組織及び能力を有する機関又は団体」を「府令第 38 条の 3 に定める基準に適合する者」に、「公安委員会」を「鹿児島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）」に改める。

第 6 条中「講習を行う講習指導員は、人格、識見ともに優れた講習指導員としてふさわしい者で、次に掲げる講習の区分に応じた教習指導員資格等を有し」を「講習指導員の要件は、次に掲げるとおりとし」に改める。

第 10 条中「別表第 6 第一種免許に係る応急救護処置講習の講習科目及び時間割に関する細目」を「別表第 6 第一種免許に係る応急救護処置講習の講習科目及び時間割等に関する細目」に改める。

第 12 条を次のように改める。

（講習終了証明書の交付）

第 12 条 受託者は、講習を終了した者に対し、府令第 38 条第 18 項に規定する大型車講習終了証明書、中型車講習終了証明書、準中型車講習終了証明書、普通車講習終了証明書、大型二輪車講習終了証明書、普通二輪車講習終了証明書、大型旅客車講習終了証明書、中型旅客車講習終了証明書又は普通旅客車講習終了証明書及び応急救護処置講習終了証明書（一）又は応急救護処置講習終了証明書（二）を交付するものとする。

附 則

この規則は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。

.....

指定自動車教習所の指定及び検査等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第 16 号

指定自動車教習所の指定及び検査等に関する規則の一部を改正する規則

指定自動車教習所の指定及び検査等に関する規則（平成 9 年鹿児島県公安委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別記第 7 号様式中 「 交付 年 月 日 」 を 「 交付等 年 月 日 」

に、「※ 用紙の大きさは、縦 13cm、横 18cm とする。」を

「注 1 用紙の大きさは、縦 13cm、横 18cm とする。

注 2 交付等の欄は、運転免許証の交付日又は免許情報記録個人番号カードの記録日を記載する。」

に改める。

別記第 8 号様式中 「 交付 年 月 日 」 を 「 交付等 年 月 日 」

に改め、「※ 用紙の大きさは、縦 13cm、横 18cm とする。」を

「注 1 用紙の大きさは、縦 13cm、横 18cm とする。

注 2 交付等の欄は、運転免許証の交付日又は免許情報記録個人番号カードの記録日を記載する。」

に改める。

別記第 11 号様式中

現 に 受 け	交付公安委員会	公安委員会		
	交 付 年 月 日 交 付 番 号	年 月 日	有 効 期 限	年の誕生日
	免 許 証 番 号	第	号	
		自 二		

て い る 免 許	免 許 年 月 日 種 類	そ の 他							
		二 種							
		免許の種類	大 二	中 二	普 二	大 型	中 型	準中型	普 通
			大 特	大自二	普自二	けん引			
	免 許 の 条 件								

を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の指定教習所の指定及び検査等に関する規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

.....

取消処分者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第 17 号

取消処分者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

取消処分者講習の実施に関する規則（平成 15 年鹿児島県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条中「、取消処分者講習済登録票（別記第 19 号様式）により」を削る。

別記第 14 号様式中「交付公安委員会」を「交付等公安委員会」に改め、

「	備 考			を
---	-----	--	--	---

「	備 考			に改める。
---	-----	--	--	-------

※ 交付等公安委員会の欄は、運転免許証の交付又は免許情報記録個人

番号カードの記録を行った公安委員会を記載する。

別記第 15 号様式中「交付公安委員会」を「交付等公安委員会」に改め、

「	備 考		を
---	-----	--	---

「	備 考		に改める。
---	-----	--	-------

※ 交付等公安委員会の欄は、運転免許証の交付又は免許情報記録個人

番号カードの記録を行った公安委員会を記載する。

別記第 19 号様式を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の取消処分者講習の実施に関する規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。